長野県図書館協会会則

(名称)

第 条 本会は長野県図書館協会という

(事務所、事務局)

第2条 本会は事務所を県立長野図書館内におく

2 本会の事務を処理するため事務局をおく。

(目的)

第3条 本会は県内の公共図書館(公民館図書室を含む)、学校図書館、大学図書館及びその他の 読書施設並びにこれらに関心のある県民との連絡、提携のもとに図書館事業の進歩発展を図り 長野県の文化の向上に寄与することを目的とする。

傳業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う
 - (1) 図書館専門研修
 - (2) 研修修了者に対する認定、審査及び就労支援
 - (3) 図書館の設立及び経営指導並びに図書館業務の受託
 - (4) 公共図書館、学校図書館及び大学図書館との連携・協力
 - (5) 図書館の管理、運用、技術に関する調査研究
 - (6) 図書館職員の教育、待遇向上、厚生
 - (7) 図書館市民講座、講演会等集会・文化事業
 - (8) 読書運動の推進
 - (9) 広報 出版事業
 - (10) その他目的を達成するに必要な事業

部会)

- 第5条 本会に次の部会をおく
 - (1) 公共図書館部会
 - (2) 小中学校図書館部会
 - (3) 高等学校図書館部会
 - (4) 大学専門図書館部会
 - (5) 読書部会
 - (6) その他必要な部会
- 2 部会に関する規定は別に定める

(委員会)

- 第6条 本会は事業遂行するため次の委員会をおく
 - (1) 研修委員会
 - (2) 認定 審査委員会
 - (3) 市民講座委員会
 - (4) 施設·資料専門委員会
 - (5) 広報 出版委員会
 - (6) 図書館の自由専門委員会
 - (7) その他必要な委員会
- 2 委員会に関する規定は別に定める

(会員の種類)

- 第7条 本会の会員は次の3種とする。
 - (1) 個人会員 本会の趣旨に賛同する個人
 - (2) 施設会員 公共図書館、学校図書館、大学図書館、公民館図書室、読書会その他の団体
 - (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体

(会費等)

- 第8条 本会の経費は会費、寄付金、委託金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 会費は次のとおりとする。
 - (1) 第7条第1項の会員は年額3,000円
 - (2) 第7条第2項の会員は年額3,200円
 - (3) 第7条第3項の会員は年額一口5,000円
- 3 前項の会費は毎年5月末までに納入する。ただし新規会員は入会申込の日から1ヶ月以内に会費を納めなければならない。

4 既に納入した会費は、返還しない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 本会の会員は、次の事由によりその資格を喪失する。
 - (1) 退会
 - (2) 死亡

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく

会長 1名、副会長若干名、理事長 1名、理事 15名以内 (プ5若干名を常務理事とする)、監事 3名

(役員の選出)

- 第11条 会長、副会長、理事及び監事は、個人会員及び施設会員の中から総会で選出する。
 - (2) 各部会の代表者及び県立長野図書館の担当課長は理事とする。
 - (3) 理事長及び常務理事は、理事の互選で定める。

(役員の任務)

- 第12条 会長は本会を代表する。
 - (2) 副会長は会長職を代行し分担する。
 - (3) 理事長は業務を総理する。
 - (4) 常務理事は会務を処理し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (5) 理事は理事会を組織し、重要な会務を審議執行する。
 - (6) 監事は会計監査を行う

(役員の任期)

- 第13条 役員の任期は、2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。
 - (2) 補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (3) 役員は任期満了後でも、後任者が決定するまでは、その任務を継続して行う

(顧問)

- 第14条 本会に顧問をおくことができる。
 - (2) 顧問は総会で推挙され、重要会務について理事長の諮問に応じる。

(職員)

- 第15条 本会の事務を処理するため次の職員をおく
 - (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務局職員 若干名

総会)

- 第16条 総会は、賛助会員を除く全会員をもって構成する。
 - (2) 定期総会は、年1回会長が招集する。
 - (3) 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - ア 理事会が議決したとき
 - イ 監事が必要と認めたとき

総会の審議事項)

- 第17条 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 部会及び委員会に関する規定の承認
 - (5) その他必要な事項

総会の議長)

第18条 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、その構成資格をもつ会員の10分の1以上の出席がなければ成立しない。

健事会·常務理事会)

- 第20条 理事会は、理事長が招集し、重要な会務を審議、執行する。
 - (2) 常務理事会は、理事長、常務理事及び事務局長で構成し会務を協議、執行する。
 - (3) 会長、副会長は常務理事会に出席し、会務に参与する。

(議事の決定)

第21条 すべての会議の議事は、出席者の過半数でこれを決定し、可否同数のときは、議長の 決定するところによる。

(表決権の委任)

第 22条 すべての会議において、その構成員で出席できないものが、書面をもって自分の意志を 表示するか、又は他の構成員に表決権を委任したときは、その会議に出席したものとみなす。

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第24条 決算は、会計年度終了後、事業報告とともに、監事の承認を経て総会に報告しなければ ならない。

(会則の変更)

第25条 会則の変更は、総会で出席者の3分の2以上の同意を経なければ変更することはでき

第26条 本会の解散は、前条と同じ手続きを経なければならない。

(支部) 第 2 7条 本会に支部をおくことができる。

- 2 支部は個人会員、施設会員をもって構成し、支部長を置くものとする
- 3 支部はこの会則及び支部規定等に沿って研修事業はじめ事業、活動を行う
- 4 本会と支部との連携を図るために支部長会議を設置する。また、本会は支部と連携し、支部の 事業、活動を支援するものとする。

附則

(施行期日)

第28条 この会則は、平成17年8月1日から施行する。 第29条 この会則は、平成20年5月16日から施行する。